

拡大委員会及び拡大科学委員会を設立する決議

及び

みなみまぐる保存拡大委員会の手続き規則

第7回年次会合（2001年4月18-21日）で採択、  
第10回年次会合（2003年10月7-10日）で修正、  
第20回年次会合（2013年10月14-17日）で改定

## 拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する決議

みなみまぐろ保存委員会（委員会）は、

みなみまぐろ (SBT) 資源の持続性を確保するには、この種を漁獲する全ての国、地域的な経済統合のための機関及び団体又は漁業団体が委員会を通じて伴に作業することが必要であることを認識し、

委員会の保存管理措置に従わない、国、地域的な経済統合のための機関及び団体又は漁業団体によるみなみまぐろの継続的漁獲が、それら措置の効果を本質的に減退させていることを考慮し、

みなみまぐろの保存のための条約（条約）へ加盟するのに適格である全ての国が加盟することを奨励される、またみなみまぐろ漁船を有する地域的な経済統合のための機関及び団体又は漁業団体が、委員会の保存管理措置を実行することを奨励される継続的な必要性を認識し、

以下のとおり決議する。

1. 条約第8条3項（b）及び15条4項に従い、委員会はみなみまぐろ保存拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する。それらは、条約締約国、及び過去3年間にみなみまぐろを漁獲した漁船の船籍があり<sup>1</sup>、かつ、この決議に従って拡大委員会によってメンバーの資格を与えられた地域的な経済統合のための機関、団体又は漁業団体からのメンバーから構成される。
2. 拡大委員会及び拡大科学委員会は、総漁獲可能量及びメンバー間の配分量に関して決定することに限ることなく、委員会及び科学委員会と同様の任務を行う。全てのメンバーは平等な投票権を有する。1メンバーである地域的な経済統合のための機関は、拡大委員会において、1つの投票権を有し、当該機関の加盟国は投票権を有しないものとする<sup>2</sup>。拡大委員会及び拡大科学委員会に関しては、委員会及び科学委員会に関連する条約の規定（第6条から第9条、第6条9項及び第6条10項は除く。）に必要な変更を加えて適用する。決議に規定された条約の条項、又はパラグラフ6で規定されている書簡の交換を含むこの決議の解釈及び実施に関する紛争は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁及びその紛争の当事者が合意した他の平和的手段によって解決される。
3. 委員会の事務局は、拡大委員会の事務局として職務を行う。

<sup>1</sup> 地域的な経済統合のための機関の加盟国に船籍がある漁船も含む。

<sup>2</sup> この拡大委員会における投票権の欠格は、地域的な経済統合のための機関の加盟国が、地域的な経済統合のための機関の一部ではない自国の領域のうちの一つを代表してメンバーとなる場合には適用されない。

4. 拡大委員会は、採択した全ての決定を、委員会が会期中であるならば直ちに委員会に報告し、又は他の場合には、委員会の次の会合又は会期前に直ちに報告する。そのように報告された決定は、委員会がその反対の決議を行わない限り、それらが報告された会期の終わりに委員会の決定となる。拡大委員会による適切な審議を優先すること無しに、拡大委員会の運営、又は拡大委員会の各メンバーの権利、義務又は地位に影響する委員会のいかなる決定も行われるべきでない。
5. 拡大委員会の手続き規則は、この決議に添付されているとおりである。規則のいかなる変更も拡大委員会によって行われる。
6. 過去3年間にみなみまぐろを漁獲した漁船の船籍があるいかなる地域的な経済統合のための機関、団体又は漁業団体も、拡大委員会のメンバーになるため、委員会の事務局長にその意向を表明することができる。委員会の事務局長は、委員会を代表して、この趣旨において、そのような地域的な経済統合のための機関、団体又は漁業団体の代表者と書簡の交換を行う。その書簡の交換において、申請者は、委員会に対して、条約の条項を尊重し、またパラグラフ4に従って委員会の決定となる拡大委員会の決定に従う確固とした公約を行う。
7. 申請者の受け入れの決定に際して、拡大委員会は、拡大委員会の決定にかかる申請者の遵守の記録とともに、パラグラフ6において申請者から提出された公約を評価するものとする。
8. 拡大委員会が申請者の受け入れを決定した場合には、拡大委員会は、総漁獲可能量及びメンバー間の配分量を設定する委員会の次の決定を保留して、申請者のみなみまぐろの漁獲レベルを管理する方法を申請者と協議する。前節に規定された成功裏の協議完了に関連して、事務局長は、パラグラフ6に規定されているように申請者と書簡の交換を行う。これにより、申請者は直ちに拡大委員会のメンバーの地位を有する。
9. 委員会の加盟国でない拡大委員会のいかなるメンバーも、委員会及び科学委員会を含む補助機関の会合へのオブザーバーとして、専門家及び顧問を同伴する一人の代表者を指名する権利が与えられる。そのような代表者は、委員会及びその補助機関の会合でオブザーバーとして出席し発言する権利が与えられる。
10. 拡大委員会は、年間予算を決定する。そのメンバーとして受け入れられた申請者の予算の分担金は、条約第11条に必用な変更を加えて適用することで決定される。
11. 拡大委員会の運営における地域的な経済統合のための機関及び団体又は漁業団体の参加に関連するこの決議の規定は、ただ条約の目的のためだけにある。

る。

12. この決議の適用上、「地域的な経済統合のための機関」とは、当該機関の加盟国が、この条約が対象とする事項に関する権限を当該機関に委譲しているものをいう。かかる権限には、これらの事項に関して、当該機関の加盟国に対する拘束力のある決定を行う権限が含まれる。
13. この決議は、ここに廃止される 2001 年 4 月 20 日の拡大委員会及び拡大科学委員会を設置する決議（2001 年決議）に代わるものである。2001 年決議の下での書簡の交換を通じてメンバーとしての資格を与えられた全ての団体及び漁業団体は、この決議の下でも拡大委員会のメンバーとしての資格が継続するものとする。

## みなみまぐる保存拡大委員会手続規則

### 規則 1 代表権

- 1.各メンバーは、拡大委員会において三人以下の代表者により代表されるものとする。これらの代表者は、専門家及び顧問を同伴することができる。各メンバーは、拡大委員会の事務局長に、団長及び代表団に同伴している専門家及び顧問の確認を含む拡大委員会の代表者の氏名を通知する。また、その変更についても、拡大委員会の各会合開始前の出来る限り事前に通知する。
- 2.各メンバーは、閉会期間中における事務局長との連絡に主要な責任を有する担当者を指名する。また、迅速に事務局長にその担当者の氏名及び連絡先、又はその変更を通知する。

### 規則 2 他の問題

規則 4（3）及び規則 9 を除くみなみまぐる保存委員会の手続き規則は、他の問題に関しては必要な変更を加えて拡大委員会に適用される。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (a) 規則 2（1）を次のとおり読み替えるものとする。

「事務局が設置され、拡大委員会の本部の所在地が決定するまでの間は、拡大委員会の年次会合は、別途決定しない限り、メンバーの 1 つによって順番で主催されるものとする。」

- (b) 規則 2（b）を次のとおり読み替えるものとする。

「事務局が設置され、拡大委員会の本部の所在地が決定した後は、拡大委員会の年次会合は、メンバーの 1 つによって順番に主催されるものとする。いずれかのメンバーが年次会合を主催することを希望しない場合には、当該年次会合は、拡大委員会が別途決定しない限り、拡大委員会の本部で開催するものとする。」

### 規則 3 協力的非加盟国

協力的非加盟メンバーの権限で拡大委員会への参加が認められた国、地域的な経済統合のための機関又は団体は、拡大委員会、拡大科学委員会及びこれらの

下部組織の会合に積極的に参加する権利を有する。その権利とは、提案する権利及び発言する権利を含む（それだけに限定されない）が、投票する権利は有さない。拡大委員会は、特定の議題においては協力的非加盟メンバーの参加を制限することを決定することが出来る。